

別表 1

装置名	助成額・助成数	備 考
後方視野確認支援装置 (バックアイカメラ)	<ul style="list-style-type: none"> ・カメラ1器あたりの購入価格の1/2 上限20,000円とする。(1,000円未満切り捨て) ※標準装備の場合は20,000円 ・会費請求車両数の1/2(端数切り上げ)まで ・30器を上限とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(公社)全日本トラック協会が指定するものに限る。 ※助成事業対象装置一覧参照 ・新たにカメラとモニターを同時購入した場合 ・故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合 ・モニターかカメラのいずれかを買い換える場合
側方視野確認支援装置 (サイドビューカメラ)	<ul style="list-style-type: none"> ・カメラ1器あたりの購入価格の1/2 上限20,000円とする。(1,000円未満切り捨て) ・会費請求車両数の1/2(端数切り上げ)まで ・30器を上限とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(公社)全日本トラック協会が指定するものに限る。 ※車両総重量7.5t以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 ※助成事業対象装置一覧参照 ・新たにカメラとモニターを同時購入した場合 ・故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合 ・モニターかカメラのいずれかを買い換える場合
側方衝突監視警報装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車両1台につき購入価格の1/2 上限100,000円とする。(1,000円未満切り捨て) ・1社2器を上限とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(公社)全日本トラック協会が指定するものに限る。 ※車両総重量7.5t以上の事業用トラック又はトラクタの第5輪荷重が8.5t以上のトラクタ・トレーラの左側方に装着した場合に限る。

*注……全ての安全装置は国や自治体からの補助金を受けていないものとする。

別表 2 飲酒運転防止装置

装置名	助成額・助成数	備 考
①呼気吹込み式 アルコールインターロック装置	・機器取得価格の1/2、上限20,000円とする。 (1,000円未満切り捨て) ・会費請求車両数又は50器を上限とする。	
②IT機器を活用した遠隔地 で行う点呼(遠隔点呼)に 使用する携帯型アルコール 検知器	・機器取得価格の1/2、上限20,000円とする。 (1,000円未満切り捨て) ・会費請求車両数又は50器を上限とする。	・Gマーク認定事業所に限る。
③記録型検査機器 (据置型)	・1器あたりの購入費用が100,000円以上の 機器については、50,000円とする。 ・1器あたりの購入費用が100,000円未満の 機器については購入費用の1/2、 上限30,000円とする。 ・県内認可営業所数を上限とする。	・事務所据置型で検査結果の記録できる機器。
④車載器型・携帯型	・1器あたりの購入費用の1/2、 上限30,000円とする。 (1,000円未満切り捨て) ・会費請求車両数又は50器を上限とする。	・個々のドライバーに持たせるハンディ タイプのもの。 ・測定のみで、記録が残らない機器でも 助成対象とする。 ※税抜き単価2,000円以上が対象
⑤管理用機器	・管理ソフト、初期設定費用含む(パソコン本体は除く) 購入費用の1/2、上限50,000円とする。 (1,000円未満切り捨て) ・1事業者1セットを上限とする。	・遠隔点呼等管理ソフト、初期設定費用等 ・国交省認定の乗務後自動点呼機器 は対象外。 (別途助成金のご案内をしています。)

※助成上限数は、①～⑤を合算した数に対し、会費請求車両数又は50器(50両以上の場合)とする。

別表 3

装置名	助成額・助成数	備 考
トルク・レンチ (車輪脱落事故防止器具)	・購入費用の1/2、上限30,000円とする。 (1,000円未満切り捨て) ・1社30,000円を上限とする。	・メーカー、型式は問わない。

*注……全ての安全装置は国や自治体からの補助金を受けていないものとする。

別表 4

導入方法	申請方法	申請様式	申請書提出期限日【助成金支払先】	請求書・実績報告提出期限
購入 及び リース	導入後申請	様式1	様式1 を令和8年1月16日までに	様式3 を令和8年3月6日 までに提出
	導入前申請 ※注1	様式2 様式3	様式2 を令和8年1月16日までに 期間内であっても、予算に達した場合は 受付を終了いたします。	

- 注 1 別表1、2(①・②)、3は、4月～2月末までに導入(支払い、リース契約、割賦販売契約等)が完了した全ト協指定機器のみ対象となります。
- 注 2 導入前申請について、令和7年2月末日までに装着及び支払い・リース契約、割賦販売契約が完了、令和7年3月7日までに実績報告書を提出してください。
- 注 3 リース導入申請については会員又はリース会社に助成金を支払うこととなるため、双方で確認のうえ申請願います。
- 注 4 全ての助成額は、1,000円未満切り捨ての額で申請書に記入してください。
- 注 5 助成金の対象となる金額には、保守料、レンタル料、送料、消費税等は含まれません。
- 注 6 国や自治体からの補助金を受けた(受ける予定の)各安全装置機器においては、トラック協会への申請ができません。